

○羽幌町環境配慮型設備等導入促進事業費補助金交付要綱

平成26年3月24日

訓令第11号

改正 平成27年3月30日訓令第20号

平成28年3月30日訓令第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入等により環境に配慮した循環型社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、羽幌町環境配慮型設備導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、羽幌町補助金等交付規則(平成11年羽幌町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の交付対象となる設備等(以下「設備」という。)、要件及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付対象者)

第3条 太陽光発電及び小型風力発電に係る補助金の交付対象者は、補助金交付申請時に本町へ支払うべく税及び使用料等を完納している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本町大字天売又は焼尻に住所を有し、自らが所有する住宅等に太陽光発電設備又は小型風力発電設備を整備しようとする者(当該設備の導入に際して、町の他の補助金を受ける者又は受ける予定がある者を除く。)

(2) 本町大字天売又は焼尻に所在する事務所等に太陽光発電設備又は小型風力発電設備を整備しようとする者

2 電気自動車及び電動バイク(以下「自動車等」という。)の購入に係る補助金の交付対象者は、補助金交付申請時に本町へ支払うべく税及び使用料等を

完納している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町大字天売又は焼尻に1年以上住所を有し、自らが使用するために自動車等を導入する者
  - (2) 本町大字天売又は焼尻に所在する事務所等で使用するために自動車等を導入し、その使用の拠点が天売又は焼尻であることを確約できる者
- (交付条件)

第4条 町長は、補助金の交付条件として規則第5条に定めるもののほか、次の事項を交付条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 導入した設備は、法定耐用年数以上使用すること。
- (2) 自動車等の導入に当たっては、町内に住所を有する事業者に発注するものとし、納車後の車両所有者の氏名等が補助金交付申請書と一致すること。ただし、所有権保留付きローン購入の場合に限り、「車両所有者」を「使用者」と読み替えるものとする。

2 同一の住宅等(自動車等の導入に係る改修対象施設を含む。)に係る補助金の交付は、一度限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条に定める補助金等交付申請書、事業計画書及び収支予算書に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の導入に係る契約書の写し又は見積書の写し
- (2) 設備の形状、機種、規格、性能等が確認できる資料
- (3) 設備の設置場所等の現況写真及び配置図
- (4) 確約・同意書(別記様式第1号)
- (5) その他町長が必要と認める資料

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対し規則第6条に基づく

補助金の交付決定及び内容等を通知するものとする。

- 2 前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、補助金交付の決定をすることができる。

(事業の着手)

第7条 申請者は、第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けるまで、事業を着手してはならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第5条第1項第2号に規定する町長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 設備の追加又は変更に係る変更
- (2) 補助金の増額を伴う変更
- (3) 補助金の2割以上の減額を伴う変更

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第13条に定める実績報告を設備の導入を完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、同条で定める書類のほか次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の導入費用に係る領収書の写し及びその内訳を示す内訳書
- (2) 設備の導入状況を示す写真
- (3) 導入した自動車等の確認、申請者が所有者(使用者)であることを確認できる書類(自動車検査証の写し等)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(設備の処分の制限)

第10条 補助事業者は、第4条第1項第1号の規定にかかわらず設備を法定耐用年数の期間内にやむを得ず処分しようとするときは、あらかじめ財産処分

申請書(別記様式第2号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(導入後の協力)

第11条 町長は、補助事業者に対し設備の使用状況調査等の協力を求めることができ、補助事業者は、当該調査等に対し積極的に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日訓令第20号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日訓令第15号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象設備等	設備等の要件	補助金額
太陽光発電設備整備	住宅等の屋根等に設置した太陽光発電システムで、次の各号のいずれの要件を満たすものの (1) 太陽電池の最大出力合計値又はパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれかが10キロワット未満のものであること。 (2) 設置経費が1キロワット当たり55万円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)以下であること。 (3) リース物件でないこと。 (4) 発電された電気が、当該発電システムが設置される住宅等において消費された	設置経費の10パーセント以内(ただし、400,000円を上限)とする。

	後、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。	
小型風力発電 設備整備	<p>受風面積が200平方メートル未満で、日本工業規格に基づき設計された風車であり、定格出力が100ワット以上の施設であって、次の各号のいずれの要件を満たすもの</p> <p>(1) 強風時における安全対策が施されているもの</p> <p>(2) 騒音等への対策が施されているもの</p> <p>(3) 容易に人が接触することのないような措置が講じられていること。</p> <p>(4) リース物件でないこと。</p> <p>(5) 発電された電気が、当該発電システムが設置される建物において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。</p>	設置経費の10パーセント以内(ただし、400,000円を上限)とする。
電気自動車購入	<p>(1) 電気自動車 四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池である電気自動車</p> <p>(2) プラグインハイブリッド自動車 電気を外部電源から当該自動車に搭載されている電池に充電することができるハイブリッド自動車</p> <p>(3) ハイブリッド自動車 駆動方式が4WDであるハイブリッド自動車</p> <p>(4) 施設改修 (1)及び(2)の自動車を購入するに伴い、申請者が当該自動車を充電するために自らの住宅等の改修を当該自動</p>	<p>(1)、(2)及び(3)は、本体価格(付随する電源供給設備を含む。)の10パーセント以内(ただし、200,000円を限度)とする。</p> <p>(4)は、改修費用の50パーセント以内(ただし、50,000</p>

	車の購入と同時期に行うもの	円を上限)とする。
電動バイク購入	(1) 電動バイク 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機として型式認定を受けている二輪の第一種原動機付自転車 (2) 施設改修 電動バイクを購入するに伴い、申請者が当該バイクを充電するために自らの住宅等の改修を当該バイクの購入と同時期に行うことができるもの	(1)は一律20,000円とする。 (2)は、改修費用の50パーセント以内(ただし、50,000円を上限)とする。

別記様式第1号(第5条関係)

## 確約・同意書

### 【確約・同意事項】

- ・羽幌町環境配慮型設備等導入促進事業費補助金の交付対象要件に該当します。
- ・申請設備に対して、本補助金以外に町からの補助金を申請又は受領していません。
- ・町税等の収納状況について、税務等関係機関に調査・報告を求めることに同意します。
- ・導入した自動車等は、天売又は焼尻を拠点として使用することを確約します。
- ・自動車等の導入に当たっては、羽幌町内に住所を有する事業者に発注します。
- ・導入した設備は、法定年数以上使用します。
- ・導入した設備を法定耐用年数の期間内にやむを得ず処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けます。

年 月 日

羽幌町長 様

申請者氏名

⑩

\*法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名

別記様式第2号(第10条関係)

年 月 日

羽幌町長 様

申請者 〒  
住所  
氏名  
電話

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付で交付決定を受けた羽幌町環境配慮型設備等導入促進事業費補助金により取得した次の財産を処分したいので、羽幌町環境配慮型設備等導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

設備導入場所	羽幌町
処分の方法	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他 ※該当する項目を○で囲んでください。
処分の理由	
処分の相手方	住所 氏名
処分の時期	年 月 日から

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

別記様式第 2 号(第10条関係)